

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について

学校教育部

1 これまでの対応

(1) 1月31日(金)

新型コロナウイルス感染症の『指定感染症』への指定を受けた学校保健安全法上の対応について周知

(2) 2月17日(月)

感染予防の徹底のための注意点について依頼

(3) 2月21日(金)

修学旅行の実施について郡山市小中校長会と協議

(4) 2月21日(金)

学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について依頼

(5) 2月21日(金)

学校における手指消毒剤の設置について確認

(6) 2月25日(火)

教職員の健康管理について依頼

(7) 2月25日(火)

郡山市PTA連合会長と学校教育部長との協議

(8) 2月25日(火)

令和2年3月、4月の修学旅行、学習旅行、遠足などについては実施しないことを決定

(9) 2月26日(水)

卒業式の実施について郡山市小中校長会と協議

(10) 2月26日(水)

学校施設の一般への開放中止について通知

(11) 2月27日(木)

新型コロナウイルス感染症に係るリーフレットの各学校への配付

(12) 2月27日(木)

卒業式、入学式の実施について周知
○式の時間短縮
○出席者の縮小、制限
○感染防止のための措置

(13) 2月28日(金)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業の学校給食対応について依頼

(14) 2月28日(金)

郡山市PTA連合会長に臨時休業についての周知

(15) 2月28日(金)

令和2年3月3日(火)から3月23日(月)までを臨時休業とすることを決定

- 児童生徒に臨時休業の趣旨を理解させ、外出を控えるよう指導する。規則正しい生活、免疫力を高めるためのバランスのよい食事、ゲーム使用等の時間を決め自身の生活をコントロールするよう指導する。保護者へも協力を依頼する。
- 学習課題を課し、長期休業に準じて計画的に学習に取り組むよう指導する。
- 自宅でも咳エチケットや手洗い等、感染症対策に努めるよう指導する。
- 教職員間、児童生徒への連絡体制を整えておく。
- 中学3年生の高校入試においては、事前指導を十分に行い、遺漏のないよう対応する。

(16) 3月2日(月)

3月3日から臨時休業措置をとることになったことから、出席者の縮小を図ることを決定

- 【変更後】出席者は卒業生、教職員、保護者(最大2名までとするが可能な限り最小限の人数)、在校生代表

2 今後の対応

(1) 臨時休業中、一人で留守番をするなどの心配な児童生徒の把握

(2) 児童生徒、教職員等が発症した場合の対応についての準備

(3) 児童生徒の心身の健康観察

(4) 規則正しい生活を送ることができているか生活状況の確認

(5) 学習の遅れへの対応

○一人一人の学習状況を把握し、学校再開後にその状況に応じた対応を進める。

○小学校6年生については、進学先の中学校との連携を十分に図り、理解が不十分な学習内容については、補充のための学習を弾力的に行っていく。